

三田市告示第 142 号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び、三田市市税条例（昭和 32 年条例第 12 号）第 18 条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 7 月 3 日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年7月3日

兵庫県三田市長 田村 克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
令和8年度	軽自動車税	全期	督促状	深川 淳一